

# 岩手県警察航空機の運用等に関する訓令

(平成6年1月7日警察本部訓令第1号)

[沿革] 平成6年10月警察本部訓令第18号、14年4月第16号、9月第23号改正

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

岩手県警察航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察航空機の運用等に関する訓令

岩手県警察航空機の使用管理に関する訓令(昭和60年警察本部訓令第12号)の全部を改正する。

目 次

- 第1章 総則(第1条 - 第10条)
- 第2章 運用(第11条 - 第20条)
- 第3章 安全管理(第21条 - 第25条)
- 第4章 整備(第26条 - 第28条)
- 第5章 事故発生時の措置(第29条 - 第32条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察において装備する航空機(以下「航空機」という。)の運用及び整備等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 航空機の運用及び整備等については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)及び警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空基地 岩手県警察が航空機の運用及び整備等のため設置した事務所、格納庫、通信施設、駐機場、誘導路その他の施設(岩手県警察盛岡ヘリポートを除く。以下同じ。)をいう。
- (2) 航空業務等従事者 航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する航空従事者及び航空機の運用等の業務に従事する警察職員をいう。
- (3) 警察無線局 岩手県警察に所属する航空機搭載の無線電話局と通信可能なすべての無線電話局をいう。

(管理責任者)

第4条 航空機等(規則第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)及び航空基地の管理責任者は、生活安全部地域課長とする。

- 2 管理責任者は、航空隊長及び運航責任者(規則第9条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の業務の指揮監督その他航空業務及び航空基地の運用並びに管理に関する事務を処理するものとする。

(航空隊長)

第5条 航空隊長は、航空業務計画に従って航空隊を運営するとともに、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

- 2 航空隊長は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地、航空機の防護に必要な計画を立て、管理責任者の承認を得なければならない。

( 運航責任者 )

**第 6 条** 運航責任者は、航空従事者たる警察官の中から本部長が指定する。

2 運航責任者は、航空隊長の指揮を受け、規則第 9 条に規定する業務を行うものとする。

3 運航責任者が不在又は事故あるときは、管理責任者の指名する者がその業務を行うものとする。

( 安全担当者 )

**第 7 条** 安全担当者 ( 規則第 10 条に規定するものをいう。 ) は、管理責任者が指定するものとする。

( 航空業務計画 )

**第 8 条** 所属長は、航空機の使用を必要とする計画 ( 以下「航空機活動計画」という。 ) があるときは、航空機活動計画書を作成し、毎年 11 月末日までに管理責任者に送付しなければならない。

2 管理責任者は、規則第 4 条第 2 項の指針及び前項の航空機活動計画に基づき、規則第 4 条第 3 項に規定する航空業務計画を策定し、本部長の承認を受けなければならない。

( 月間計画 )

**第 9 条** 所属長は、航空機の使用を必要とするときは、航空機活動要請書 ( 以下「月間活動要請書」という。 ) を作成し、毎月 20 日までに翌月分の航空機の使用を、管理責任者に要請するものとする。

2 管理責任者は、前項の要請に基づき、運航責任者に要請内容の審査及び所要の調整を行わせるものとする。

3 管理責任者は、前項の審査及び調整に基づき、航空機月間運航計画書を作成し、本部長の承認を受けなければならない。

4 管理責任者は、前項の承認を受けた航空機月間運航計画書を所属長に通報するものとする。

( 臨時発着場の指定等 )

**第 10 条** 臨時発着場 ( 規則第 18 条に規定するものをいう。以下同じ。 ) は、署長の選定に基づき本部長が指定するものとする。

2 臨時発着場の指定及び使用に関する事項は別に定める。

3 所属長は、臨時発着場以外の場所を航空機の発着場として使用する場合は、当該場所の所有者又は管理者の使用承諾書に臨時発着場調査表を添えて、使用する日の 20 日前までに本部長に申請し、航空機発着場所としての承認を受けなければならない。

## 第 2 章 運用

( 運用 )

**第 11 条** 航空機の運用に当たっては、その特性を有効に活用し、広域的な運用に配慮するとともに、安全かつ効率的に行わなければならない。

2 警ら、警察業務の支援等航空機の活動に関する必要な事項は、別に定める。

( 要請及び使用申請 )

**第 12 条** 所属長は、所属の職員を航空機に搭乗させ、又は使用する必要があるときは、搭乗又は使用する日の 7 日前までに、航空機搭乗 ( 使用 ) 承認申請書 ( 以下「申請書」という。 ) 2 通作成し、本部長に申請して承認を受けなければならない。

2 緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず電話その他適宜の方法により申請して承認を受け、事後速やかに申請書 1 通提出するものとする。

( 承認 )

**第 13 条** 本部長は、前条に規定する申請があったときは、その目的、飛行時間、非行区域 ( 経路 )、搭乗者等について審査し、適当と認めるときは、その搭乗 ( 使用 ) 申請を承認するものとする。

2 前項の承認は、前条第 2 項に規定する緊急を要する場合を除き、航空機搭乗 ( 使用 ) 承認書 ( 以下「承認書」という。 ) を申請のあった所属長に交付して行うものとする。ただし、搭乗する必要のない月間活動要請については、航空機月間運航計画書を所属長に通報することをもって承認書に代え、承認があったものとする。

(事前の連絡調整)

**第14条** 航空機の活動要請を承認された所属長は、運航の安全及び航空機の効率的な運用のため、あらかじめ運航責任者と必要な事項について十分な連絡調整を行わなければならない。

(搭乗手続)

**第15条** 第12条第1項の承認を受け、航空機に搭乗する者(以下「搭乗者」という。)は、承認書を機長に提出しなければならない。

2 第11条第2項の規定により搭乗するときは、前項の規定にかかわらず、搭乗者は機長にその旨を告げて搭乗することができるものとする。この場合において、機長は、搭乗者の身分を確認してから搭乗させるものとする。

(警察職員以外の者の搭乗)

**第16条** 次に掲げる者は、警察職員以外の者であっても航空機に搭乗させることができる。

- (1) 被救助者、被保護者又は護送被疑者
- (2) 被救助者等に対する医療措置のための医師等
- (3) 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するための地方公共団体の職員その他の関係者
- (4) 警察広報に必要な範囲内での報道関係者
- (5) 岩手県知事等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が認めた者(警察職員以外の者の搭乗等手続)

**第17条** 本部長は、警察職員以外の者から航空機搭乗(使用)の要請があった場合において、当該要請が警察活動に準ずるものとして適当であると認めるときは、搭乗(使用)を承諾することができる。

2 前項の要請は、航空機搭乗(使用)承諾要請書2通に誓約書を添えて、要請者が関係所属を経由して本部長に提出して行うものとする。

3 第1項の承諾は、航空機搭乗(使用)承諾書(以下「搭乗承諾書」という。)を要請者に交付して行うものとする。

4 管理責任者及び運航責任者は、第1項の承諾を受けた者と十分な調整を行わなければならない。

5 機長は、第1項の承諾を受けて航空機に搭乗する者から「搭乗承諾書」の提出を受けなければならない。

(搭乗等結果報告)

**第18条** 所属長は、航空機を使用した場合は、その結果を航空機使用結果報告書により速やかに本部長に報告するものとする。

(臨時発着場の安全措置)

**第19条** 管理責任者は、航空機の運航に当たり臨時発着場を使用する必要があるときは、その都度事前に、当該臨時発着場の所在地を管轄する署長に、使用目的、日時その他必要な事項を通報しなければならない。

2 署長は、管轄区域内の臨時発着場を航空機の離発着に使用する旨の通報があったときは、別に定めるところにより安全を確保するための措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、緊急用務その他やむを得ない事情のため、航空機が臨時発着場以外の場所を離発着に使用する場合について準用する。

(援助派遣)

**第20条** 本部長は、規則第19条に基づく航空機の派遣要請があったときは、岩手県公安委員会の承認を得て派遣するものとする。

### 第3章 安全管理

(航空業務等従事者の心構え)

**第21条** 航空業務等従事者は、常に関係法令の研さん及び運航に関する技術の向上を図り、航空機の安全な運航に努めなければならない。

(飛行安全基準)

**第22条** 管理責任者は、航空機の安全な運航に必要があると認めるときは、飛行安全基準を定めなければならない。

2 航空業務等従事者は、前項の飛行安全基準を遵守し、安全な運航に努めなければならない。

(飛行計画の変更)

**第23条** 機長は、航空機の運航に際し、気象条件その他の事情により、安全な飛行ができないおそれがあると認めるときは、飛行の中止、飛行日時の変更、搭乗人員の制限、飛行方法の変更等の措置を講ずることができる。

2 機長は、航空機の飛行中、天候の急変、航空機の故障、突発的な警察事案等を認知し、又は通報等を受け初動措置を講ずる必要があるときその他運行計画を変更するときは、運航責任者に無線等によりその旨を報告しなければならない。

(救急用具の装備)

**第24条** 機長は、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第150条に規定する救急用具のほか、飛行の目的に応じ、必要と認められる救急用具を航空機に装備しなければならない。

(通信連絡)

**第25条** 機長は、飛行に当たっては、常時無線局を開局し、航空機の位置及び飛行状態を明らかにする等、航空基地局との緊密な連絡に努めなければならない。

#### 第4章 整備

(整備)

**第26条** 航空隊長は、規則第21条の規定に基づき、航空機の点検整備を機長及び整備士(法第24条に規定するものをいう。以下同じ。)に実施させ、機体の保持に努めなければならない。

(点検整備)

**第27条** 整備士は、規則第21条に規定する整備を行い、その結果を航空隊長及び機長に報告しなければならない。

(定期検査の実施)

**第28条** 管理責任者は、規則第22条に規定する定期検査を行い、その結果を本部長に報告しなければならない。

#### 第5章 事故発生時の措置

(機長の措置)

**第29条** 機長は、飛行中、機体の変調、気象の急変その他の理由により、航空機に危難が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに警察無線局に対する通報その他人命の安全を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 機長は、航空機に事故が発生したときは、無線通信その他の方法により、最寄りの警察機関、航空管制機関等に対し、次の事項を連絡しなければならない。ただし、機長が報告できないときは、搭乗中の警察職員が代わって行うものとする。

- (1) 航空機の名称及び機長の氏名
- (2) 事故が発生した日時、場所及び事故の概要
- (3) 搭乗者の氏名及び死傷又は物件の損壊の概要
- (4) 前各号のほか、必要と認める事項

(警察無線局の措置)

**第30条** 警察無線局は、航空機の事故の発生に係る通信を受信したときは、直ちにその受信内容を本部長に報告しなければならない。

(救助活動)

**第31条** 署長は、管轄区域内において航空機の事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗者等の救助、事故現場の保存その他必要な措置を講ずるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

(事故調査)

**第32条** 本部長は、航空機の事故が発生したときは、航空事故調査委員会(以下「委員

会」という。)を設置し、当該事故の原因を明らかにするための調査を行わなければならない。

2 委員会は、本部長が指名又は委嘱する委員をもって構成する。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成14年4月9日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成14年4月9日から施行する。

附 則（平成14年9月26日警察本部訓令第23号抄）

この訓令は、平成14年10月10日から施行する。